

告 示

埼玉県告示第九百七号

測量計画機関である新座市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

新座市全域

四 作業期間

令和三年六月二十四日から令和四年三月三十一日まで